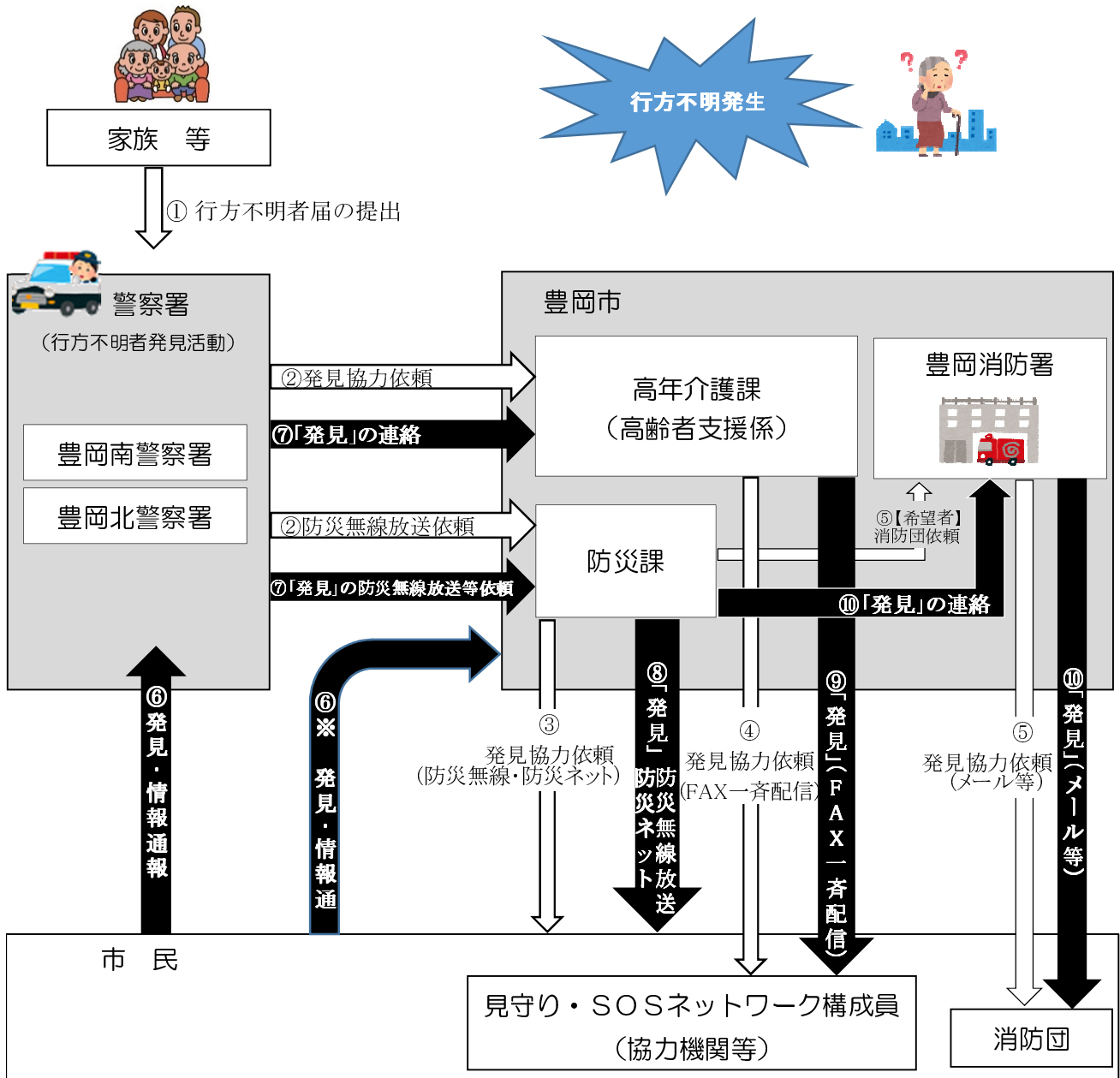


2 早期発見に取り組むSOSネットワーク（行方不明対応）

(1) 平日（午前8時30分～午後5時15分）



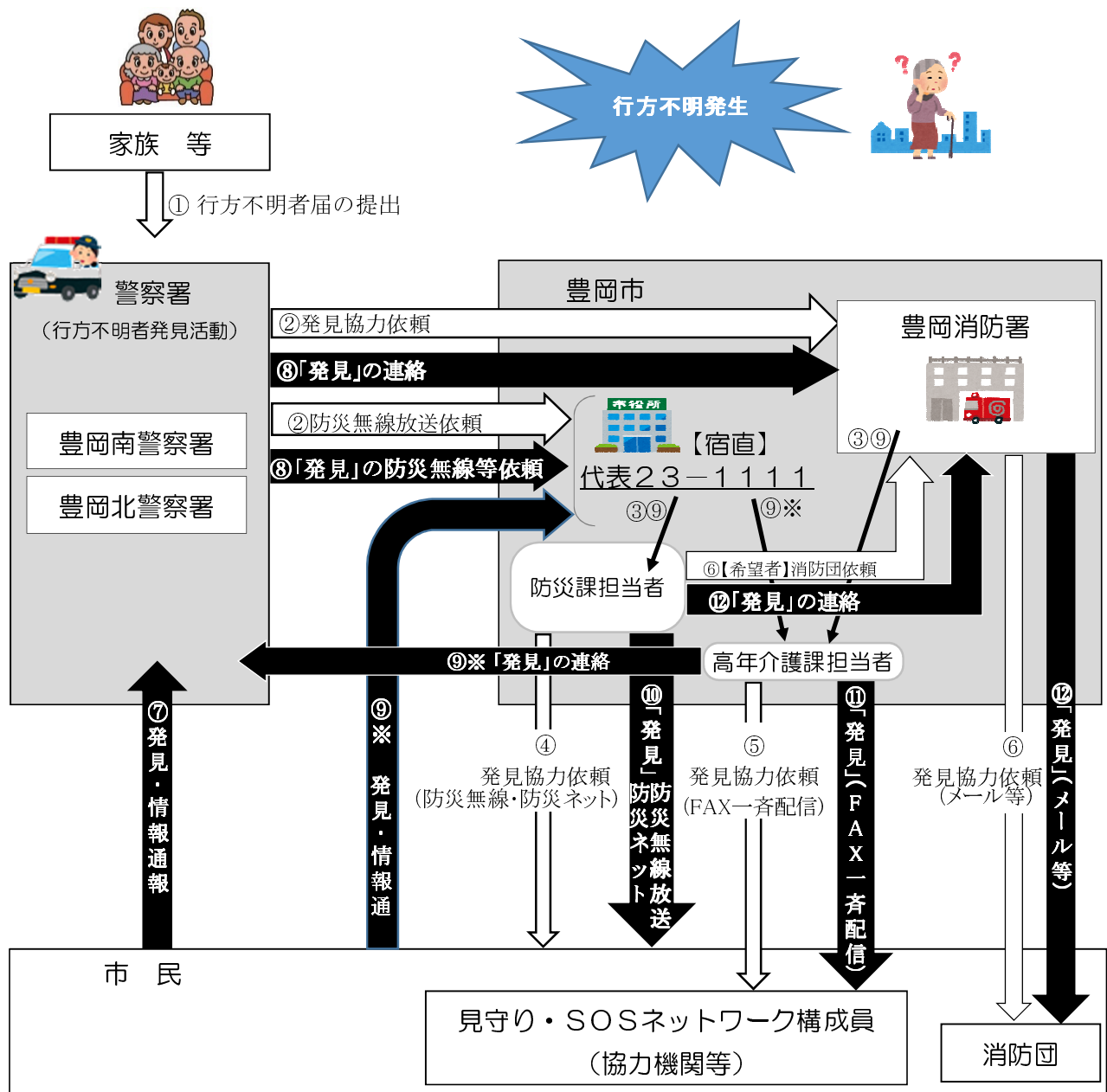
平日（午前8時30分～午後5時15分）の場合

- ① 家族等が警察署に行方不明届の届出
- ② 警察署から市（高年介護課・防災課）へ連絡
- ③ 市防災課が市民に対し防災無線及び防災ネットで行方不明の情報を発信
- ④ 市高年介護課が協力機関等にFAX一斉配信サービスで行方不明の情報を発信
- ⑤ 家族等から消防団による捜索の希望があれば、防災課から消防署を通じて消防団に協力依頼を行う。

- ⑥ 協力機関等が、行方不明者に関する情報を得たり見かけたら警察署へ連絡
※ 市民から市(23-1111)に「行方不明者の発見」等の連絡があった場合は、高年介護課から防災課と豊岡警察署へ連絡
- ⑦ 行方不明者が発見された場合、警察署は市防災課と高年介護課へ連絡
- ⑧ 市防災課が市民に対し防災無線及び防災ネットで行方不明者の発見と終結の情報を発信
- ⑨ 市高年介護課が協力機関等にFAX一斉配信サービスで行方不明の発見と終結の情報を発信
- ⑩ 消防団に発見協力依頼を行った場合は、防災課から消防署を通じて消防団に発見と終結の情報を発信

※ 行方不明発生後1日以上経過した場合、希望があれば、県に広域発見協力の依頼を行う。

(2) 夜間（午後5時15分～午前8時30分）
土日・祝日／年末年始



夜間（午後5時15分～午前8時30分）の場合
土日・祝日／年末年始

- ① 家族等が警察署に行方不明届の届出
 - ② 警察署から市（宿直・豊岡消防）へ連絡
 - ③ 宿直は防災課担当者、豊岡消防は高年介護課担当者へ連絡する。
 - ④ 市防災課が市民に対し防災無線及び防災ネットで行方不明の情報を発信
 - ⑤ 市高年介護課が協力機関等にFAX一斉配信サービスで行方不明の情報を発信
 - ⑥ 家族等から消防団による捜索の希望があれば、防災課から消防署を通じて消防団に協力依頼を行う。
-
- ⑦ 協力機関等が、行方不明者に関する情報を得たり見かけたら警察署へ連絡
 - ⑧ 行方不明者が発見された場合、警察署は市（宿直・豊岡消防）へ連絡
 - ⑨ 宿直は防災課担当者、豊岡消防は高年介護課担当者へ連絡する。
※ 市民から市(23-1111(宿直))に「行方不明者の発見」等の連絡があった場合は、宿直は防災課担当者、高年介護課担当者へ連絡する。その後、高年介護課担当者は警察署に連絡する。
 - ⑩ 市防災課が市民に対し防災無線及び防災ネットで行方不明者の発見と終結の情報を発信
 - ⑪ 市高年介護課が協力機関等にFAX一斉配信サービスで行方不明の発見と終結の情報を発信
 - ⑫ 消防団に発見協力依頼を行った場合は、消防団に発見と終結の情報を発信
 - ※ 行方不明発生後1日以上経過した場合、希望があれば、県に広域発見協力の依頼を行う。